

「美ら島おきなわ文化祭2022」
沖縄文化発信事業八重山芸能フェスティバル委託業務
企画提案仕様書

1 業務名

「美ら島おきなわ文化祭2022」沖縄文化発信事業「八重山芸能フェスティバル」委託業務（以下「八重山芸能フェスティバル業務」という）

2 業務の目的

- (1) 八重山文化を国内外に発信する。
- (2) 八重山圏域の文化について、民俗芸能を中心に構成するステージやトークコーナーの解説等を通し、歴史的な背景や他圏域との違いなども踏まえ、分かりやすく、楽しみながら学べるイベントとする。
- (3) 八重山圏域の島々に伝わる民俗芸能について、多角的な視点からその意義について学び、継承するための課題やその解決方法についても考えることの出来る内容とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年1月31日（火）まで

4 委託上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 業務概要

「八重山芸能フェスティバル」を次のとおり企画・実施運営することとする。

- (1) 日時 令和4年11月13日（日）3時間程度
※ 準備：11月12日（土）※ 撤収：11月13日（日）
- (2) 場所 石垣市民会館（石垣市浜崎町1-1-2）

6 業務の内容

業務は、次に挙げる(1)～(5)とする。

- (1) 八重山芸能フェスティバルの企画実施運営
 - ア 八重山諸島の芸能に精通する監修者を置き、石垣市文化協会と連携して企画、実施すること。
 - イ 有識者、関係者、事務局等を構成員として、実施に必要な事項を協議するワーキンググループを設置し運営すること。月に1回程度の開催を想定。
 - ウ 下記(ア)～(ケ)について、《プログラム構成イメージ》も参考に企画、実施すること。構成要素を例示したものであり、演目順は変更して差し支えない。また、八重山芸能フェスティバル業務の趣旨、目的に沿った独自提案による内容を追加できるものとする。

《プログラム構成イメージ》

(ア) 開会式 主催者挨拶など

(イ) 幕開け舞踊

幕開けにふさわしい舞踊演目を取り入れること。

(ウ) 石垣市の芸能

石垣市の民俗芸能を提案し、実施すること。演目は複数あってもよい。

(エ) 竹富町の芸能

竹富町の民俗芸能を提案し、実施すること。演目は複数あってもよい。

(オ) 与那国町の芸能

与那国町の民俗芸能を提案し、実施すること。演目は複数あってもよい。

(カ) 沖縄本島の芸能

八重山圏域の芸能を多角的に捉える観点から、沖縄本島の民俗芸能の演目を提案し、実施すること。

(キ) トークコーナー

語り手は、解説者1名、八重山芸能実演家等1～2名の編成で提案し、企画実施すること。八重山芸能を知らない人でも楽しく学べるエンターテインメント性のあるものとする。

(ク) ゲストライブ

出演者については、著名音楽家等も活用し、集客へ繋げる工夫をすること。

(ケ) フィナーレ

出演者、来場者全員を対象にカチャーシーや、六調などの演舞を体験し、祝祭感を演出し実施すること。

(2) 入場申込、受付、問合せ窓口の設置等

ア 入場申込受付、問合せ窓口の設置及び運営

(ア) 申込開始から開催当日まで、問合せ窓口を設置し、運営すること。

(イ) 申込方法は、インターネットや郵送等を利用した事前申込を企画実施すること。

(ウ) 入場料は無料とすること。

(エ) 来場者名簿を作成すること。

イ 入場の可否について、申込者に、イベント開催日の40日前までに通知すること。

ウ 座席は全席指定で実施すること。

(3) 次に示すところにより、開催に関する広報を実施すること。

ア 開催案内チラシの作成

① 事務局と調整の上、下記項目を含む開催案内のチラシを作成すること。

(ア) 開催期間及び会場、入場料（無料とする）、問い合わせ先。

(イ) 参加及び観覧申込書（障がいの特性に応じ、配慮を希望する事項含む）。

(ウ) 申込方法。

(エ) その他、必要な項目。

② 印刷枚数等は下記のとおりとする。

(ア) 印刷枚数：10,000枚

(イ) 規格：(サイズ) A4判、縦 (印刷) 両面フルカラー
(紙質) マットコート90kg (ページ数) 2ページ
(その他) Uni-voice対応とし、半円穴あけ加工を施すこと。

③ 校正は2回とするが、必要に応じて追加することがある。

イ チラシの配布

事務局が提示する配布先及び部数リストに基づき、チラシを配布すること。配布後の残部は事務局へ納品すること。

ウ オリジナルファイル (JPG、PDF形式) も納品すること。

エ 沖縄文化や八重山芸能を知らない人も関心を持てる効果的な募集方法について、企画実施すること。

(4) イベントの記録用動画の制作等

ア イベントの様子を納めた動画を制作し、大会後も一定期間、ホームページ上で視聴できるようにすること。

イ 動画には、日本語テロップをいれること。

ウ 映像の加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、字幕等の編集作業を行う際は、事務局と調整を行うこと。

エ BGM等音楽素材の使用で生じる著作権等の許諾手続きは、受託者において行うこと。

オ 出演者の起用で生じる著作権等の権利処理等の手続きは、受託者において行うこと。

(5) その他運営に必要な事項

ア 「美ら島おきなわ文化祭2022実施計画」の内容を十分踏まえたものとする。

イ 各項目の実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」等を遵守し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を配慮した内容とすること。また、イベント全般において感染症対策を明示・実施すること。

ウ 会場設営、撤去に必要な機材等を手配し実施すること (ステージ、テント関係、看板サイン関係、養生関係、音響関係、照明関係、映像関係、ネット環境、電源関係、テーブル・椅子・その他備品関係など)

エ 会場において来場者 (又は関係者) に対しアンケートを行うこと。

オ 変更等が生じた場合は、美ら島おきなわ文化祭2022 沖縄県実行委員会事務局 (以下「事務局」という。) と調整し柔軟に対応すること。

カ 業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び当該仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するにあたり必要となる事項はすべて実施すること。

キ 提案 (内容、出演者等) については、事務局等との調整により、大幅な変更が生じる可能性があることに留意する。

ク 障がいのある人への配慮として、次のとおり対応すること。

(ア) 視覚障がい、聴覚障がい、車いす等に配慮した展示物配置、会場環境とすること。

(イ) 来場者、関係者の安全確保に万全を期すこと。

(ウ) 会場には各種障がい種別への対応が可能な案内係を配置し、来場者のサポートを行うこと。なお、案内係には、会場に応じた適切な人数を配置すること。

(エ) 情報保障を含む合理的配慮計画

障害のある人の特性に応じた情報保障を提供する等、来場者・出演者等に対する合理的配慮計画を提案し実施すること。

ケ イベント賠償責任保険に加入すること。

7 積算見積及び経費限度額

(1) 各経費は税抜き価格とし、限度額は「企画提案募集要綱」の範囲内とする。

※提案のために提示する金額であり、必ずしも契約金額でない。その他留意事項については「企画提案募集要綱」に記載のあるとおりである。

(2) 原則として以下の事項を含め、企画・運営、実施に係る全ての経費を含めること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、設営料、撤去料等）

ウ 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）

エ 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内

オ 消費税及び地方消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する。）

カ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

8 打合せ

業務の進捗状況や業務内容等に関し、事務局と定期的に打合せを行うこと。打合せは原則として週2回以上とし、その他必要に応じて随時実施すること。

9 実施体制及び業務スケジュールの作成

(1) 実施体制について

本委託業務に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、円滑に実施できる体制を整えること。また、業務に従事する人員の役割分担を明記した実施体制図を作成し、事務局に提出すること。

(2) 業務スケジュールの作成

事務局と調整の上、契約終了までの各業務のスケジュールを作成し、提出すること。

10 その他

6の各業務について、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難になった場合の代替策について提案すること。また、業務目的に沿った効果的な提案がある場合は、その理由も含めて記載すること。

11 成果物の作成

- (1) 下記項目を含む事業報告書を作成し、事務局へ提出すること。提出物は、紙で2部、DVD-R（報告書PDF版及び画像データのオリジナルファイル保存）1枚とする。
 - ア イベントの実施状況
 - イ イベントで撮影した写真
 - ウ イベントの集客者数(及び集客者数の算出方法)
 - エ チラシ配布実績
 - オ アンケートの集計結果と分析
- (2) 業務完了報告書（経費使用明細書を含む）は、委託契約の終了と同時に提出すること。
- (3) 広報制作物（残部）
- (4) その他事務局が必要と認めるもの

12 定期報告書の作成

毎月末に、下記項目を含む定期報告書を作成し、事務局へ提出すること。

- (1) 当該月の各イベントの準備・実施状況
- (2) チラシの在庫状況
- (3) 翌月のスケジュール

13 制作物に関する権利の帰属

- (1) 成果物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規程する権利を含む）、利用権は、県及び事務局に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、資料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来に渡り行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、県や事務局が本県制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、県や事務局は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (3) 事業完了報告書や成果物等に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに県及び事務局に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 県及び事務局は、本事業で納品された成果品を期限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

14 再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分となる契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又

は負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ事務局が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による事務局の承認を受けなければならない。なお、以下に例示するものについては、「承認手続の例外」とする場合がある。

ア 資料の収集・整理

イ 翻訳業務

ウ 複写・印刷・製本

エ 原稿・データの入力及び集計

オ その他、事務局が簡易と決定した業務

(4) 制作物に関する権利の帰属

第三者に委託した場合においても適応する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

15 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) 本仕様書に記載の無い事項ならびに記載内容の詳細は、事務局と受託者との協議のうえ決定する。
- (4) 実務の実施にあたっては、事務局と密接な協議のもとで取り組むものとする。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトによる検査をした上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県及び事務局または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (7) 本事業の業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分に講ずること。

16 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したのものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。を有する場

合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有する。

- (2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）は県及び事務局に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

17 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうる者に係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。